

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和3年2月 17 日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 27件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 27件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900176号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000132号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年11月30日
② 平成16年5月31日
③ 平成16年11月30日
④ 平成17年5月31日
⑤ 平成17年11月30日

請求期間①から⑤までの各期間について、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与集計表、給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「給与集計表等」という。)及び同社からの回答から判断すると、請求者は、請求期間①から⑤までの各期間(以下「請求期間」という。)において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 ： 近畿（受）第 1900176 号
厚生局事案番号 ： 近畿（厚）第 2000132 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 15 年 11 月 30 日	110 万円
平成 16 年 5 月 31 日	110 万円
平成 16 年 11 月 30 日	97 万 5,000 円
平成 17 年 5 月 31 日	97 万 5,000 円
平成 17 年 11 月 30 日	95 万 1,000 円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900177号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000133号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年11月30日
② 平成16年5月31日
③ 平成16年11月30日
④ 平成17年11月30日
⑤ 平成18年5月31日

請求期間①から⑤までの各期間について、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与集計表、給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「給与集計表等」という。)及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から⑤までの各期間(以下「請求期間」という。)において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 ： 近畿（受）第 1900177 号
厚生局事案番号 ： 近畿（厚）第 2000133 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 15 年 11 月 30 日	55 万円
平成 16 年 5 月 31 日	95 万円
平成 16 年 11 月 30 日	97 万 5,000 円
平成 17 年 11 月 30 日	95 万 1,000 円
平成 18 年 5 月 31 日	95 万 1,000 円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 1900178 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000134 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間①から⑭までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 11 月 30 日
② 平成 17 年 11 月 30 日
③ 平成 18 年 5 月 31 日
④ 平成 18 年 11 月 30 日
⑤ 平成 19 年 5 月 31 日
⑥ 平成 19 年 11 月 30 日
⑦ 平成 20 年 5 月 31 日
⑧ 平成 20 年 11 月 30 日
⑨ 平成 21 年 5 月 31 日
⑩ 平成 21 年 11 月 30 日
⑪ 平成 22 年 5 月 31 日
⑫ 平成 22 年 11 月 30 日
⑬ 平成 23 年 5 月 31 日
⑭ 平成 23 年 11 月 30 日

請求期間①から⑭までの各期間について、A 社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から⑭までの各期間（以下「請求期間」という。）において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認でき

る賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 1900178 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2000134 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 16 年 11 月 30 日	9 万 8,000 円
平成 17 年 11 月 30 日	28 万 6,000 円
平成 18 年 5 月 31 日	28 万 6,000 円
平成 18 年 11 月 30 日	37 万 1,000 円
平成 19 年 5 月 31 日	37 万 1,000 円
平成 19 年 11 月 30 日	38 万 1,000 円
平成 20 年 5 月 31 日	38 万 1,000 円
平成 20 年 11 月 30 日	37 万 2,000 円
平成 21 年 5 月 31 日	37 万 2,000 円
平成 21 年 11 月 30 日	36 万 4,000 円
平成 22 年 5 月 31 日	34 万 6,000 円
平成 22 年 11 月 30 日	33 万 9,000 円
平成 23 年 5 月 31 日	33 万 9,000 円
平成 23 年 11 月 30 日	38 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 1900179 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000135 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間①から④までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 5 月 31 日
② 平成 20 年 11 月 30 日
③ 平成 21 年 5 月 31 日
④ 平成 21 年 11 月 30 日

請求期間①から④までの各期間について、A 社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から④までの各期間（以下「請求期間」という。）において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 ： 近畿（受）第 1900179 号
厚生局事案番号 ： 近畿（厚）第 2000135 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 20 年 5 月 31 日	49 万 9, 000 円
平成 20 年 11 月 30 日	44 万 3, 000 円
平成 21 年 5 月 31 日	48 万 7, 000 円
平成 21 年 11 月 30 日	43 万 3, 000 円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900180号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000136号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑦までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年5月31日
② 平成20年11月30日
③ 平成21年5月31日
④ 平成21年11月30日
⑤ 平成22年5月31日
⑥ 平成22年11月30日
⑦ 平成23年5月31日

請求期間①から⑦までの各期間について、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与集計表及び同社からの回答から判断すると、請求者は、請求期間①から⑦までの各期間(以下「請求期間」という。)において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 ： 近畿（受）第 1900180 号
厚生局事案番号 ： 近畿（厚）第 2000136 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 20 年 5 月 31 日	16 万 5,000 円
平成 20 年 11 月 30 日	16 万 2,000 円
平成 21 年 5 月 31 日	17 万 7,000 円
平成 21 年 11 月 30 日	15 万 8,000 円
平成 22 年 5 月 31 日	17 万 3,000 円
平成 22 年 11 月 30 日	17 万円
平成 23 年 5 月 31 日	17 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900181号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000137号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①及び②の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年5月31日
② 平成22年11月30日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 ： 近畿（受）第 1900181 号
厚生局事案番号 ： 近畿（厚）第 2000137 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 22 年 5 月 31 日	9 万 6,000 円
平成 22 年 11 月 30 日	12 万 7,000 円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900182号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000138号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑧までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年11月30日
② 平成24年5月31日
③ 平成24年11月30日
④ 平成25年5月31日
⑤ 平成25年11月30日
⑥ 平成26年5月30日
⑦ 平成26年11月28日
⑧ 平成27年5月29日

請求期間①から⑧までの各期間について、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から⑧までの各期間(以下「請求期間」という。)において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 1900182 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2000138 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 23 年 11 月 30 日	20 万 5,000 円
平成 24 年 5 月 31 日	30 万円
平成 24 年 11 月 30 日	35 万 3,000 円
平成 25 年 5 月 31 日	42 万 1,000 円
平成 25 年 11 月 30 日	44 万 1,000 円
平成 26 年 5 月 30 日	43 万円
平成 26 年 11 月 28 日	50 万円
平成 27 年 5 月 29 日	48 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 1900758 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000139 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間①から⑬までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 5 月 31 日
② 平成 21 年 11 月 30 日
③ 平成 22 年 5 月 31 日
④ 平成 22 年 11 月 30 日
⑤ 平成 23 年 5 月 31 日
⑥ 平成 23 年 11 月 30 日
⑦ 平成 24 年 5 月 31 日
⑧ 平成 24 年 11 月 30 日
⑨ 平成 25 年 5 月 31 日
⑩ 平成 25 年 11 月 30 日
⑪ 平成 26 年 5 月 30 日
⑫ 平成 26 年 11 月 28 日
⑬ 平成 27 年 5 月 29 日

請求期間①から⑬までの各期間について、A 社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から⑬までの各期間（以下「請求期間」という。）において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 ： 近畿（受）第 1900758 号
 厚生局事案番号 ： 近畿（厚）第 2000139 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 21 年 5 月 31 日	31 万円
平成 21 年 11 月 30 日	34 万 6,000 円
平成 22 年 5 月 31 日	34 万 6,000 円
平成 22 年 11 月 30 日	25 万 4,000 円
平成 23 年 5 月 31 日	25 万 4,000 円
平成 23 年 11 月 30 日	30 万円
平成 24 年 5 月 31 日	30 万円
平成 24 年 11 月 30 日	29 万 4,000 円
平成 25 年 5 月 31 日	35 万 3,000 円
平成 25 年 11 月 30 日	34 万 6,000 円
平成 26 年 5 月 30 日	35 万円
平成 26 年 11 月 28 日	36 万円
平成 27 年 5 月 29 日	30 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900759号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000140号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年5月31日

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 1900759 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2000140 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 16 年 5 月 31 日	50 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 1900130 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000141 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間①から②③までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 11 月 30 日
② 平成 16 年 5 月 31 日
③ 平成 16 年 11 月 30 日
④ 平成 17 年 11 月 30 日
⑤ 平成 18 年 5 月 31 日
⑥ 平成 18 年 11 月 30 日
⑦ 平成 19 年 5 月 31 日
⑧ 平成 19 年 11 月 30 日
⑨ 平成 20 年 5 月 31 日
⑩ 平成 20 年 11 月 30 日
⑪ 平成 21 年 5 月 31 日
⑫ 平成 21 年 11 月 30 日
⑬ 平成 22 年 5 月 31 日
⑭ 平成 22 年 11 月 30 日
⑮ 平成 23 年 5 月 31 日
⑯ 平成 23 年 11 月 30 日
⑰ 平成 24 年 5 月 31 日
⑱ 平成 24 年 11 月 30 日
⑲ 平成 25 年 5 月 31 日
⑳ 平成 25 年 11 月 30 日
㉑ 平成 26 年 5 月 30 日
㉒ 平成 26 年 11 月 28 日
㉓ 平成 27 年 5 月 29 日

請求期間①から②③までの各期間について、A 社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与集計表、給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「給与集計表等」という。）及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から②までの各期間（以下「請求期間」という。）において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1900130 号
厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2000141 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 15 年 11 月 30 日	40 万円
平成 16 年 5 月 31 日	50 万円
平成 16 年 11 月 30 日	50 万 7,000 円
平成 17 年 11 月 30 日	57 万 1,000 円
平成 18 年 5 月 31 日	28 万 6,000 円
平成 18 年 11 月 30 日	41 万 8,000 円
平成 19 年 5 月 31 日	41 万 8,000 円
平成 19 年 11 月 30 日	54 万 4,000 円
平成 20 年 5 月 31 日	45 万 3,000 円
平成 20 年 11 月 30 日	53 万 1,000 円
平成 21 年 5 月 31 日	48 万 7,000 円
平成 21 年 11 月 30 日	51 万 9,000 円
平成 22 年 5 月 31 日	50 万 2,000 円
平成 22 年 11 月 30 日	50 万 8,000 円
平成 23 年 5 月 31 日	49 万 1,000 円
平成 23 年 11 月 30 日	55 万円
平成 24 年 5 月 31 日	58 万円
平成 24 年 11 月 30 日	58 万 8,000 円
平成 25 年 5 月 31 日	53 万 9,000 円
平成 25 年 11 月 30 日	52 万 8,000 円
平成 26 年 5 月 30 日	55 万円
平成 26 年 11 月 28 日	60 万円
平成 27 年 5 月 29 日	55 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 1900131 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000142 号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑳までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 11 月 30 日
② 平成 18 年 5 月 31 日
③ 平成 18 年 11 月 30 日
④ 平成 19 年 5 月 31 日
⑤ 平成 19 年 11 月 30 日
⑥ 平成 20 年 5 月 31 日
⑦ 平成 20 年 11 月 30 日
⑧ 平成 21 年 5 月 31 日
⑨ 平成 21 年 11 月 30 日
⑩ 平成 22 年 5 月 31 日
⑪ 平成 22 年 11 月 30 日
⑫ 平成 23 年 5 月 31 日
⑬ 平成 23 年 11 月 30 日
⑭ 平成 24 年 5 月 31 日
⑮ 平成 24 年 11 月 30 日
⑯ 平成 25 年 5 月 31 日
⑰ 平成 25 年 11 月 30 日
⑱ 平成 26 年 5 月 30 日
⑲ 平成 26 年 11 月 28 日
⑳ 平成 27 年 5 月 29 日

請求期間①から⑳までの各期間について、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から⑳までの各期間（以下「請求期間」という。）において同社から賞与の支払を受け、当該賞与

から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1900131 号
厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2000142 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 17 年 11 月 30 日	99 万 8,000 円
平成 18 年 5 月 31 日	95 万 1,000 円
平成 18 年 11 月 30 日	102 万 1,000 円
平成 19 年 5 月 31 日	92 万 8,000 円
平成 19 年 11 月 30 日	99 万 7,000 円
平成 20 年 5 月 31 日	108 万 7,000 円
平成 20 年 11 月 30 日	97 万 4,000 円
平成 21 年 5 月 31 日	97 万 4,000 円
平成 21 年 11 月 30 日	95 万 2,000 円
平成 22 年 5 月 31 日	95 万 2,000 円
平成 22 年 11 月 30 日	93 万 1,000 円
平成 23 年 5 月 31 日	93 万 1,000 円
平成 23 年 11 月 30 日	110 万円
平成 24 年 5 月 31 日	110 万円
平成 24 年 11 月 30 日	107 万 7,000 円
平成 25 年 5 月 31 日	107 万 7,000 円
平成 25 年 11 月 30 日	100 万 7,000 円
平成 26 年 5 月 30 日	110 万円
平成 26 年 11 月 28 日	105 万円
平成 27 年 5 月 29 日	100 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 1900132 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000143 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間①から⑱までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 11 月 30 日
② 平成 19 年 5 月 31 日
③ 平成 19 年 11 月 30 日
④ 平成 20 年 5 月 31 日
⑤ 平成 20 年 11 月 30 日
⑥ 平成 21 年 5 月 31 日
⑦ 平成 21 年 11 月 30 日
⑧ 平成 22 年 5 月 31 日
⑨ 平成 22 年 11 月 30 日
⑩ 平成 23 年 5 月 31 日
⑪ 平成 23 年 11 月 30 日
⑫ 平成 24 年 5 月 31 日
⑬ 平成 24 年 11 月 30 日
⑭ 平成 25 年 5 月 31 日
⑮ 平成 25 年 11 月 30 日
⑯ 平成 26 年 5 月 30 日
⑰ 平成 26 年 11 月 28 日
⑱ 平成 27 年 5 月 29 日

請求期間①から⑱までの各期間について、A 社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から⑱までの各期間（以下「請求期間」という。）において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1900132 号
厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2000143 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 18 年 11 月 30 日	32 万 5,000 円
平成 19 年 5 月 31 日	27 万 9,000 円
平成 19 年 11 月 30 日	38 万 1,000 円
平成 20 年 5 月 31 日	36 万 3,000 円
平成 20 年 11 月 30 日	39 万円
平成 21 年 5 月 31 日	37 万 2,000 円
平成 21 年 11 月 30 日	38 万 1,000 円
平成 22 年 5 月 31 日	38 万 5,000 円
平成 22 年 11 月 30 日	38 万 1,000 円
平成 23 年 5 月 31 日	38 万 1,000 円
平成 23 年 11 月 30 日	46 万円
平成 24 年 5 月 31 日	44 万円
平成 24 年 11 月 30 日	39 万 2,000 円
平成 25 年 5 月 31 日	29 万 4,000 円
平成 25 年 11 月 30 日	28 万 8,000 円
平成 26 年 5 月 30 日	30 万円
平成 26 年 11 月 28 日	35 万円
平成 27 年 5 月 29 日	36 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 1900133 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000144 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間①から⑱までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 11 月 30 日
② 平成 19 年 5 月 31 日
③ 平成 19 年 11 月 30 日
④ 平成 20 年 5 月 31 日
⑤ 平成 20 年 11 月 30 日
⑥ 平成 21 年 5 月 31 日
⑦ 平成 21 年 11 月 30 日
⑧ 平成 22 年 5 月 31 日
⑨ 平成 22 年 11 月 30 日
⑩ 平成 23 年 5 月 31 日
⑪ 平成 23 年 11 月 30 日
⑫ 平成 24 年 5 月 31 日
⑬ 平成 24 年 11 月 30 日
⑭ 平成 25 年 5 月 31 日
⑮ 平成 25 年 11 月 30 日
⑯ 平成 26 年 5 月 30 日
⑰ 平成 26 年 11 月 28 日
⑱ 平成 27 年 5 月 29 日

請求期間①から⑱までの各期間について、A 社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から⑱までの各期間（以下「請求期間」という。）において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1900133 号
厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2000144 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 18 年 11 月 30 日	32 万 5,000 円
平成 19 年 5 月 31 日	27 万 9,000 円
平成 19 年 11 月 30 日	38 万 1,000 円
平成 20 年 5 月 31 日	36 万 3,000 円
平成 20 年 11 月 30 日	39 万円
平成 21 年 5 月 31 日	35 万 4,000 円
平成 21 年 11 月 30 日	38 万 1,000 円
平成 22 年 5 月 31 日	34 万 6,000 円
平成 22 年 11 月 30 日	37 万 3,000 円
平成 23 年 5 月 31 日	35 万 6,000 円
平成 23 年 11 月 30 日	45 万円
平成 24 年 5 月 31 日	42 万円
平成 24 年 11 月 30 日	45 万 1,000 円
平成 25 年 5 月 31 日	46 万 1,000 円
平成 25 年 11 月 30 日	46 万 1,000 円
平成 26 年 5 月 30 日	47 万円
平成 26 年 11 月 28 日	48 万円
平成 27 年 5 月 29 日	50 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900134号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000145号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑯までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年11月30日
② 平成20年5月31日
③ 平成20年11月30日
④ 平成21年5月31日
⑤ 平成21年11月30日
⑥ 平成22年5月31日
⑦ 平成22年11月30日
⑧ 平成23年5月31日
⑨ 平成23年11月30日
⑩ 平成24年5月31日
⑪ 平成24年11月30日
⑫ 平成25年5月31日
⑬ 平成25年11月30日
⑭ 平成26年5月30日
⑮ 平成26年11月28日
⑯ 平成27年5月29日

請求期間①から⑯までの各期間について、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から⑯までの各期間（以下「請求期間」という。）において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額につい

ては、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 1900134 号

厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2000145 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 19 年 11 月 30 日	18 万 2, 000 円
平成 20 年 5 月 31 日	27 万 2, 000 円
平成 20 年 11 月 30 日	26 万 6, 000 円
平成 21 年 5 月 31 日	26 万 6, 000 円
平成 21 年 11 月 30 日	26 万円
平成 22 年 5 月 31 日	34 万 6, 000 円
平成 22 年 11 月 30 日	33 万 9, 000 円
平成 23 年 5 月 31 日	33 万 9, 000 円
平成 23 年 11 月 30 日	41 万円
平成 24 年 5 月 31 日	40 万円
平成 24 年 11 月 30 日	44 万 1, 000 円
平成 25 年 5 月 31 日	46 万 1, 000 円
平成 25 年 11 月 30 日	46 万 1, 000 円
平成 26 年 5 月 30 日	49 万円
平成 26 年 11 月 28 日	55 万円
平成 27 年 5 月 29 日	50 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 1900135 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000146 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間①から⑮までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 5 月 31 日
② 平成 20 年 11 月 30 日
③ 平成 21 年 5 月 31 日
④ 平成 21 年 11 月 30 日
⑤ 平成 22 年 5 月 31 日
⑥ 平成 22 年 11 月 30 日
⑦ 平成 23 年 5 月 31 日
⑧ 平成 23 年 11 月 30 日
⑨ 平成 24 年 5 月 31 日
⑩ 平成 24 年 11 月 30 日
⑪ 平成 25 年 5 月 31 日
⑫ 平成 25 年 11 月 30 日
⑬ 平成 26 年 5 月 30 日
⑭ 平成 26 年 11 月 28 日
⑮ 平成 27 年 5 月 29 日

請求期間①から⑮までの各期間について、A 社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から⑮までの各期間（以下「請求期間」という。）において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1900135 号
厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2000146 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 20 年 5 月 31 日	40 万 8,000 円
平成 20 年 11 月 30 日	39 万 9,000 円
平成 21 年 5 月 31 日	39 万 9,000 円
平成 21 年 11 月 30 日	34 万 6,000 円
平成 22 年 5 月 31 日	43 万 3,000 円
平成 22 年 11 月 30 日	42 万 3,000 円
平成 23 年 5 月 31 日	42 万 3,000 円
平成 23 年 11 月 30 日	50 万円
平成 24 年 5 月 31 日	45 万円
平成 24 年 11 月 30 日	39 万 2,000 円
平成 25 年 5 月 31 日	44 万 1,000 円
平成 25 年 11 月 30 日	44 万 1,000 円
平成 26 年 5 月 30 日	47 万円
平成 26 年 11 月 28 日	50 万円
平成 27 年 5 月 29 日	48 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 1900136 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000147 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間①から⑭までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 11 月 30 日
② 平成 21 年 5 月 31 日
③ 平成 21 年 11 月 30 日
④ 平成 22 年 5 月 31 日
⑤ 平成 22 年 11 月 30 日
⑥ 平成 23 年 5 月 31 日
⑦ 平成 23 年 11 月 30 日
⑧ 平成 24 年 5 月 31 日
⑨ 平成 24 年 11 月 30 日
⑩ 平成 25 年 5 月 31 日
⑪ 平成 25 年 11 月 30 日
⑫ 平成 26 年 5 月 30 日
⑬ 平成 26 年 11 月 28 日
⑭ 平成 27 年 5 月 29 日

請求期間①から⑭までの各期間について、A 社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から⑭までの各期間（以下「請求期間」という。）において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認でき

る賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 1900136 号

厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2000147 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 20 年 11 月 30 日	17 万 9,000 円
平成 21 年 5 月 31 日	18 万 6,000 円
平成 21 年 11 月 30 日	26 万円
平成 22 年 5 月 31 日	37 万 2,000 円
平成 22 年 11 月 30 日	38 万 1,000 円
平成 23 年 5 月 31 日	38 万 1,000 円
平成 23 年 11 月 30 日	46 万円
平成 24 年 5 月 31 日	45 万円
平成 24 年 11 月 30 日	47 万円
平成 25 年 5 月 31 日	49 万円
平成 25 年 11 月 30 日	48 万円
平成 26 年 5 月 30 日	51 万円
平成 26 年 11 月 28 日	60 万円
平成 27 年 5 月 29 日	55 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900137号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000148号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑭までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年11月30日
② 平成21年5月31日
③ 平成21年11月30日
④ 平成22年5月31日
⑤ 平成22年11月30日
⑥ 平成23年5月31日
⑦ 平成23年11月30日
⑧ 平成24年5月31日
⑨ 平成24年11月30日
⑩ 平成25年5月31日
⑪ 平成25年11月30日
⑫ 平成26年5月30日
⑬ 平成26年11月28日
⑭ 平成27年5月29日

請求期間①から⑭までの各期間について、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から⑭までの各期間（以下「請求期間」という。）において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認でき

る賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1900137 号
厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2000148 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 20 年 11 月 30 日	20 万 4,000 円
平成 21 年 5 月 31 日	22 万 2,000 円
平成 21 年 11 月 30 日	30 万 3,000 円
平成 22 年 5 月 31 日	34 万 6,000 円
平成 22 年 11 月 30 日	40 万 6,000 円
平成 23 年 5 月 31 日	38 万 1,000 円
平成 23 年 11 月 30 日	48 万 5,000 円
平成 24 年 5 月 31 日	47 万円
平成 24 年 11 月 30 日	51 万円
平成 25 年 5 月 31 日	53 万 9,000 円
平成 25 年 11 月 30 日	52 万 8,000 円
平成 26 年 5 月 30 日	55 万円
平成 26 年 11 月 28 日	60 万円
平成 27 年 5 月 29 日	55 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900138号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000149号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑭までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年11月30日
② 平成21年5月31日
③ 平成21年11月30日
④ 平成22年5月31日
⑤ 平成22年11月30日
⑥ 平成23年5月31日
⑦ 平成23年11月30日
⑧ 平成24年5月31日
⑨ 平成24年11月30日
⑩ 平成25年5月31日
⑪ 平成25年11月30日
⑫ 平成26年5月30日
⑬ 平成26年11月28日
⑭ 平成27年5月29日

請求期間①から⑭までの各期間について、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から⑭までの各期間（以下「請求期間」という。）において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認でき

る賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 1900138 号

厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2000149 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 20 年 11 月 30 日	44 万 3,000 円
平成 21 年 5 月 31 日	44 万 3,000 円
平成 21 年 11 月 30 日	43 万 3,000 円
平成 22 年 5 月 31 日	43 万 3,000 円
平成 22 年 11 月 30 日	46 万 6,000 円
平成 23 年 5 月 31 日	42 万 3,000 円
平成 23 年 11 月 30 日	55 万円
平成 24 年 5 月 31 日	50 万円
平成 24 年 11 月 30 日	53 万 9,000 円
平成 25 年 5 月 31 日	58 万 8,000 円
平成 25 年 11 月 30 日	57 万 6,000 円
平成 26 年 5 月 30 日	60 万円
平成 26 年 11 月 28 日	60 万円
平成 27 年 5 月 29 日	60 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900139号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000150号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑬までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年5月31日
② 平成21年11月30日
③ 平成22年5月31日
④ 平成22年11月30日
⑤ 平成23年5月31日
⑥ 平成23年11月30日
⑦ 平成24年5月31日
⑧ 平成24年11月30日
⑨ 平成25年5月31日
⑩ 平成25年11月30日
⑪ 平成26年5月30日
⑫ 平成26年11月28日
⑬ 平成27年5月29日

請求期間①から⑬までの各期間について、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から⑬までの各期間（以下「請求期間」という。）において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 ： 近畿（受）第 1900139 号
 厚生局事案番号 ： 近畿（厚）第 2000150 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 21 年 5 月 31 日	22 万 2,000 円
平成 21 年 11 月 30 日	19 万 9,000 円
平成 22 年 5 月 31 日	34 万 6,000 円
平成 22 年 11 月 30 日	40 万 6,000 円
平成 23 年 5 月 31 日	33 万 9,000 円
平成 23 年 11 月 30 日	48 万 1,000 円
平成 24 年 5 月 31 日	42 万円
平成 24 年 11 月 30 日	47 万円
平成 25 年 5 月 31 日	44 万 1,000 円
平成 25 年 11 月 30 日	46 万 1,000 円
平成 26 年 5 月 30 日	45 万円
平成 26 年 11 月 28 日	48 万円
平成 27 年 5 月 29 日	45 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900140号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000151号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑨までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年5月31日
② 平成23年11月30日
③ 平成24年5月31日
④ 平成24年11月30日
⑤ 平成25年5月31日
⑥ 平成25年11月30日
⑦ 平成26年5月30日
⑧ 平成26年11月28日
⑨ 平成27年5月29日

請求期間①から⑨までの各期間について、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から⑨までの各期間(以下「請求期間」という。)において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行し

ていないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 ： 近畿（受）第 1900140 号

厚生局事案番号 ： 近畿（厚）第 2000151 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 23 年 5 月 31 日	18 万 7,000 円
平成 23 年 11 月 30 日	40 万円
平成 24 年 5 月 31 日	40 万円
平成 24 年 11 月 30 日	44 万 1,000 円
平成 25 年 5 月 31 日	49 万円
平成 25 年 11 月 30 日	48 万円
平成 26 年 5 月 30 日	52 万円
平成 26 年 11 月 28 日	60 万円
平成 27 年 5 月 29 日	55 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900141号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000152号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑧までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年11月30日
② 平成24年5月31日
③ 平成24年11月30日
④ 平成25年5月31日
⑤ 平成25年11月30日
⑥ 平成26年5月30日
⑦ 平成26年11月28日
⑧ 平成27年5月29日

請求期間①から⑧までの各期間について、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から⑧までの各期間(以下「請求期間」という。)において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900141 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000152 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 23 年 11 月 30 日	18 万円
平成 24 年 5 月 31 日	18 万円
平成 24 年 11 月 30 日	29 万 4,000 円
平成 25 年 5 月 31 日	25 万 5,000 円
平成 25 年 11 月 30 日	30 万 7,000 円
平成 26 年 5 月 30 日	30 万円
平成 26 年 11 月 28 日	37 万円
平成 27 年 5 月 29 日	34 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900142号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000153号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑥までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年11月30日
② 平成25年5月31日
③ 平成25年11月30日
④ 平成26年5月30日
⑤ 平成26年11月28日
⑥ 平成27年5月29日

請求期間①から⑥までの各期間について、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から⑥までの各期間(以下「請求期間」という。)において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 ： 近畿（受）第 1900142 号
厚生局事案番号 ： 近畿（厚）第 2000153 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 24 年 11 月 30 日	20 万 1, 000 円
平成 25 年 5 月 31 日	32 万 4, 000 円
平成 25 年 11 月 30 日	28 万 8, 000 円
平成 26 年 5 月 30 日	35 万円
平成 26 年 11 月 28 日	45 万円
平成 27 年 5 月 29 日	45 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900143号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000154号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑥までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年11月30日
② 平成25年5月31日
③ 平成25年11月30日
④ 平成26年5月30日
⑤ 平成26年11月28日
⑥ 平成27年5月29日

請求期間①から⑥までの各期間について、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から⑥までの各期間(以下「請求期間」という。)において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 ： 近畿（受）第 1900143 号
厚生局事案番号 ： 近畿（厚）第 2000154 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 24 年 11 月 30 日	20 万 1, 000 円
平成 25 年 5 月 31 日	32 万 4, 000 円
平成 25 年 11 月 30 日	28 万 8, 000 円
平成 26 年 5 月 30 日	35 万円
平成 26 年 11 月 28 日	30 万円
平成 27 年 5 月 29 日	40 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 1900144 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000155 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間①から④までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 11 月 30 日
② 平成 26 年 5 月 30 日
③ 平成 26 年 11 月 28 日
④ 平成 27 年 5 月 29 日

請求期間①から④までの各期間について、A 社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①から④までの各期間（以下「請求期間」という。）において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 ： 近畿（受）第 1900144 号
厚生局事案番号 ： 近畿（厚）第 2000155 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 25 年 11 月 30 日	21 万 9, 000 円
平成 26 年 5 月 30 日	25 万円
平成 26 年 11 月 28 日	46 万 5, 000 円
平成 27 年 5 月 29 日	40 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900145号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000156号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①及び②の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成26年11月28日
② 平成27年5月29日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①及び②(以下「請求期間」という。)において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 ： 近畿（受）第 1900145 号
厚生局事案番号 ： 近畿（厚）第 2000156 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 26 年 11 月 28 日	90 万円
平成 27 年 5 月 29 日	80 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900146号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000157号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①及び②の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成4年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成26年11月28日
② 平成27年5月29日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①及び②(以下「請求期間」という。)において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 ： 近畿（受）第 1900146 号
厚生局事案番号 ： 近畿（厚）第 2000157 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 26 年 11 月 28 日	20 万 5,000 円
平成 27 年 5 月 29 日	33 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900147号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000158号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①及び②の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成26年11月28日
② 平成27年5月29日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与集計表及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①及び②(以下「請求期間」という。)において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、前述の給与集計表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 ： 近畿（受）第 1900147 号
厚生局事案番号 ： 近畿（厚）第 2000158 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 26 年 11 月 28 日	22 万 8, 000 円
平成 27 年 5 月 29 日	36 万円